川西市グループホーム利用者家賃負担軽減事業の請求方法について

【請求方法】（１）事業者が助成金を代理受領する場合

①利用者が家賃相当額から「補足給付決定額（最大 10,000 円)」と「グループホーム家賃助成額（最大 15,000 円)」を除いた額を事業所に支払う。

②事業所は以下の書類を川西市に提出してください
　１.グループホーム家賃助成金請求書兼代理受領委任状(様式第４号　受領委任払用)
　２.「家賃額」と「補足給付額」が確認できる領収書の写し
　※補足給付（最大 10,000 円）は国保連に請求してください。

③川西市より事業所口座に、グループホーム家賃助成額を入金。

【請求方法】（２）利用者本人が助成金を請求する場合

①利用者は家賃相当額から「補足給付決定額（最大 10,000 円)」を除いた額を事業所に支払う。

②利用者は以下の書類を川西市に提出してください(グループホームからの代理提出も可)
　１．グループホーム家賃助成金請求書（様式第３号　本人請求用）
　２.「家賃額」と「補足給付額」が確認できる領収書の写し

③川西市より利用者口座に、グループホーム家賃助成額を入金。

【請求対象期間】

毎年、当該年の３月分～翌年の２月分までの１２ヵ月分の家賃が支払い対象となります。
（例）令和８年度に請求対象となる期間
　　→令和８年３月分家賃～令和９年２月分家賃

利用者がグループホームに対して家賃を支払った月の翌月１０日までに川西市に請求がなされた分については、翌々月末日までにグループホーム家賃助成金請求書に記載された口座に入金いたします。